

第2期諫早市中心市街地活性化基本計画 新旧対照表 (傍線赤文字部分は変更箇所)

| 変 更 後 | | | | | 変 更 前 | | | | |
|---|------|--|---|--------|---|------|--|---|--------|
| 4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項 [1] 略 [2] 具体的事業の内容 (1) 略 (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業 | | | | | 4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項 [1] 略 [2] 具体的事業の内容 (1) 略 (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業 | | | | |
| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 目標達成のための位置づけ及び必要性 | 支援措置の内容及び実施時期 | その他の事項 | 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 目標達成のための位置づけ及び必要性 | 支援措置の内容及び実施時期 | その他の事項 |
| 【事業名】 道路事業《市道諫早公園前線外2路線》 【内容】 歩道改良L= <u>170m</u> 、張芝 【実施時期】 平成26年度 | 諫早市 | 【位置づけ】 諫早公園へのアクセス道路を、歩道整備を中心に改良を行うものであり「ひとが集うまち」の実現のための事業として位置付ける。 【必要性】 公園のシンボル性を高め、快適な歩行空間の形成と、観光客の誘客に必要な事業である。 | 【支援措置】 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(第2期諫早中心地区)) [国土交通省] 【実施時期】 平成26年度 | | 【事業名】 道路事業《市道諫早公園前線外2路線》 【内容】 歩道改良L= <u>135m</u> 、 <u>車道改良L=90m</u> 、 <u>駐車場整備</u> 、張芝 【実施時期】 平成26年度 | 諫早市 | 【位置づけ】 諫早公園へのアクセス道路を、歩道整備を中心に改良を行うものであり「ひとが集うまち」の実現のための事業として位置付ける。 【必要性】 公園のシンボル性を高め、快適な歩行空間の形成と、観光客の誘客に必要な事業である。 | 【支援措置】 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(第2期諫早中心地区)) [国土交通省] 【実施時期】 平成26年度 | |
| 【事業名】 公園事業 上山公園(諫早公園広場) 【内容】 <u>真砂土舗装 A=500㎡</u> 【実施時期】 平成26年度 | 諫早市 | 【位置づけ】 諫早公園城山のエントランス部分を整備する事業であり、公園の快適性を高め、「ひとが集うまち」の実現のための事業として位置づける。 【必要性】 公園のシンボル性を高め、観光客の誘客のために必要な事業である。 | 【支援措置】 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(第2期諫早中心地区)) [国土交通省] 【実施時期】 平成26年度 | | 【事業名】 公園事業 上山公園(諫早公園広場) 【内容】 <u>ウッドチップ舗装 A=850㎡</u> 【実施時期】 平成26年度 | 諫早市 | 【位置づけ】 諫早公園城山のエントランス部分を整備する事業であり、公園の快適性を高め、「ひとが集うまち」の実現のための事業として位置づける。 【必要性】 公園のシンボル性を高め、観光客の誘客のために必要な事業である。 | 【支援措置】 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(第2期諫早中心地区)) [国土交通省] 【実施時期】 平成26年度 | |
| 【事業名】 高質空間形成施設《高城回廊》 【内容】 <u>ウッドチップ舗装 A=450㎡</u> | 諫早市 | 【位置づけ】 高城回廊は、諫早公園、高城公園、諫早図書館、 <u>美術・歴史館</u> 、御書院などを水と緑で結ぶ、一周約1.3kmの情緒豊かな散策路である。 | 【支援措置】 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(第2期諫早中心地区)) [国土交通省] | | 【事業名】 高質空間形成施設《高城回廊》 【内容】 <u>歩道改良L=610m</u> 、 <u>カラーゴムチップ</u> | 諫早市 | 【位置づけ】 高城回廊は、諫早公園、高城公園、諫早図書館、御書院などを水と緑で結ぶ、一周約1.3kmの情緒豊かな散策路である。 | 【支援措置】 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(第2期諫早中心地区)) [国土交通省] | |

(3) 略
 (4) 国の支援措置がないその他の事業

| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 目標達成のための位置づけ 及び必要性 | 国以外の支援 措置の内容及 び実施時期 | その他 の事項 |
|---|------|---|---|------------|
| 【事業名】 道路事業《市道高城上 町線》 【内容】 歩道改良 L=580m 【実施時期】 平成 <u>28～30</u> 年度 | 諫早市 | 【位置づけ】 市道高城上町線を、歩道 整備を中心に改良を行うも のであり「ひとが集うまち」 の実現のための事業として 位置付ける。 【必要性】 快適な歩行空間の形成に必 要な事業である。 | 【支援措置】 市単独費 【実施時期】 平成 <u>28～30</u> 年度 | |
| (2) ②に移設 | | | | |
| (2) ②に移設 | | | | |
| 【事業名】 道路事業《市道上宇戸 橋公園線》 | | 【位置づけ】 上宇戸橋公園線の道路を 中心に改良を行うものであ り「ひとが集うまち」の実 現のための事業として位置 付ける。 | 【支援措置】 市単独費 【実施時期】 平成 27～30 年度 | |

(3) 略
 (4) 国の支援措置がないその他の事業

| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 目標達成のための位置づけ 及び必要性 | 国以外の支援 措置の内容及 び実施時期 | その他 の事項 |
|--|------|--|---|------------|
| 【事業名】 道路事業《市道高城上 町線》 【内容】 歩道改良 L=580m 【実施時期】 平成 <u>27～30</u> 年度 | 諫早市 | 【位置づけ】 市道高城上町線を、歩道整 備を中心に改良を行うもの であり「ひとが集うまち」 の実現のための事業として 位置付ける。 【必要性】 快適な歩行空間の形成に必 要な事業である。 | 【支援措置】 市単独費 【実施時期】 平成 <u>27～30</u> 年度 | |
| 【事業名】 道路事業《橋梁補修》 【内容】 公園橋、高城橋、新橋 の補修を行う 【実施時期】 平成 26～28 年度 | | 【位置づけ】 公園橋、高城橋、新橋の 補修を行うものであり、「ひ とが集うまち」の実現のた めの事業として位置付け る。 【必要性】 快適な歩行空間の形成に必 要な事業である。 | 【支援措置】 市単独 【実施時期】 平成 26～28 年度 | |
| 【事業名】 道路事業《県道有喜本 諫早停車場線》 【内容】 道路改良 L=160m、 W=12m 【実施時期】 平成 26～28 年度 | 長崎県 | 【位置づけ】 県道有喜本諫早停車場線 の道路を中心に改良を行う ものであり「ひとが集うま ち」の実現のための事業と して位置付ける。 【必要性】 快適な歩行空間の形成に必 要な事業である。 | 【支援措置】 県単独 【実施時期】 平成 26～28 年度 | |
| 【事業名】 道路事業《市道上宇戸 橋公園線》 | | 【位置づけ】 上宇戸橋公園線の道路を 中心に改良を行うものであ り「ひとが集うまち」の実 現のための事業として位置 付ける。 | 【支援措置】 市単独費 【実施時期】 平成 27～30 年度 | |

| | | | | |
|---|---------------------|---|--|--|
| <p>【内容】 道路改良 <u>L=800m</u> <u>W=9.5m</u> 【実施時期】 平成27～30年度</p> | | <p>【必要性】 快適な歩行空間の形成に必要な事業である。</p> | | |
| <p><u>(2) ②に移設</u></p> | | | | |
| <p>【事業名】 <u>本明川総合水系環境整備事業(天満・永昌地区)</u></p> <p>【内容】 <u>管理用通路、管理用階段、護岸整備</u></p> <p>【実施時期】 <u>平成25～平成29年度</u></p> | <p><u>国土交通省</u></p> | <p>【位置づけ】 <u>市役所周辺区域と諫早駅周辺区域をつなぐ天満町区域の回遊性を高め、観光振興にも寄与するものであり、「ひとが集うまち」の実現のための事業として位置づける。</u></p> <p>【必要性】 <u>快適な歩行空間の形成に必要な事業である。</u></p> | | |

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[2] 具体的事業の内容

- (1) 略
- (2) ①略
- (2) ②略

| | | | | |
|--|------------|--|--|--|
| <p>【内容】 道路改良</p> <p>【実施時期】 平成27～30年度</p> | | <p>【必要性】 快適な歩行空間の形成に必要な事業である。</p> | | |
| <p>【事業名】 国道207号電線共同溝整備事業</p> <p>【内容】 国道207号の電線共同溝の整備及び歩道の改良 L=1,185m×2</p> <p>【実施時期】 平成26～28年度</p> | <p>長崎県</p> | <p>【位置づけ】 国道207号は、中心市街地を東西に走り、諫早駅周辺地区と天満町地区、市役所周辺地区とを繋ぐ重要な動線である。</p> <p>【必要性】 「安心して生活できるまち」を目標とする中心市街地活性化には必要な事業である。</p> | <p>【支援措置】 県単独費</p> <p>【実施時期】 平成26～28年度</p> | |
| <p><u>新規追加</u></p> | | | | |

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 略
[2] 具体的事業の内容

- (1) 略
- (2) ①略
- (2) ②略

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 目標達成のための位置づけ及び必要性 | 支援措置の内容及び実施時期 | その他の事項 |
|--|---------|--|--|--------|
| <p>【事業名】 子育て支援センター運営事業</p> <p>【内容】 商店街内の空き店舗を活用した子育て支援事業</p> <p>【実施時期】 平成20年度～</p> | 諫早市、NPO | <p>【位置づけ】 ビッグハートアエル事業として行ってきた幼児保育及び親に対する相談等支援事業を継続するものであり、中心市街地居住者の共同の福祉及び利便性の向上に寄与することから、「安心して生活できるまち」の実現のための事業と位置づける。</p> <p>【必要性】 中心市街地、特に商店街において子育て支援機能が不十分であり、必要な事業である。</p> | <p>【支援措置】 <u>保育緊急確保事業費補助金</u> [厚生労働省]</p> <p>【実施時期】 平成 <u>26</u> 年度～</p> | |

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 目標達成のための位置づけ及び必要性 | 支援措置の内容及び実施時期 | その他の事項 |
|--|---------|--|---|--------|
| <p>【事業名】 子育て支援センター運営事業</p> <p>【内容】 商店街内の空き店舗を活用した子育て支援事業</p> | 諫早市、NPO | <p>【位置づけ】 ビッグハートアエル事業として行ってきた幼児保育及び親に対する相談等支援事業を継続するものであり、中心市街地居住者の共同の福祉及び利便性の向上に寄与することから、「安心して生活できるまち」の実現のための事業と位置づける。</p> <p>【必要性】 中心市街地、特に商店街において子育て支援機能が不十分であり、必要な事業である。</p> | <p>【支援措置】 <u>子育て支援対策臨時特例交付金</u> <u>(安心こども基金)</u> [厚生労働省]</p> <p>【実施時期】 平成 <u>20</u> 年度～</p> | |

(4) 国の支援措置がないその他の事業

| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 目標達成のための位置づけ及び必要性 | 国以外の支援措置の内容及び実施時期 | その他の事項 |
|---|---|--|--|--------|
| <p>【事業名】 諫早市こども準夜診療センター運営事業</p> <p>【内容】 準夜における小児初期救急診療体制の充実のため<u>独立行政法人地域医療機能推進機構諫早総合病院</u>内に「諫早市こども準夜診療センター」を設置し運営する</p> <p>【実施時期】 平成18年度～</p> | 諫早市、 <u>諫早医師会</u> 、 <u>独立行政法人地域医療機能推進機構諫早総合病院</u> | <p>【位置づけ】 準夜における小児救急診療体制の充実を図り、保護者の育児面の安心と子育て支援を目的として行う。</p> <p>【必要性】 子どもの安全安心は親にとっての最重要事項であり、「安心して生活できるまち」を目標とする中心市街地活性化には必要な事業である。</p> | <p>【支援措置】 市単独費</p> <p>【実施時期】 平成 18 年度～</p> | |

(4) 国の支援措置がないその他の事業

| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 目標達成のための位置づけ及び必要性 | 国以外の支援措置の内容及び実施時期 | その他の事項 |
|---|---------------------------------------|--|--|--------|
| <p>【事業名】 諫早市こども準夜診療センター運営事業</p> <p>【内容】 準夜における小児初期救急診療体制の充実のため<u>健康保険諫早総合病院</u>内に「諫早市こども準夜診療センター」を設置し運営する</p> <p>【実施時期】 平成18年度～</p> | 諫早市、 <u>諫早医師会</u> 、 <u>健康保険諫早総合病院</u> | <p>【位置づけ】 準夜における小児救急診療体制の充実を図り、保護者の育児面の安心と子育て支援を目的として行う。</p> <p>【必要性】 子どもの安全安心は親にとっての最重要事項であり、「安心して生活できるまち」を目標とする中心市街地活性化には必要な事業である。</p> | <p>【支援措置】 市単独費</p> <p>【実施時期】 平成 18 年度～</p> | |

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] 略

[2] 具体的事業の内容

(1) 略

(2) ①略

(2) ②略

(3) 略

(4) 略

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

[1] 略

[2] 具体的事業の内容

(1) 略

(2) ①略

(2) ②略

(3) 略

(4) 略

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1] 略

[2] 具体的事業の内容

(1) 略

(2) ①略

(2) ②略

(3) 略

(4) 略

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] 略

[2] 具体的事業の内容

(1) 略

(2) ①略

(2) ②略

(3) 略

(4) 略

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

[1] 略

[2] 具体的事業の内容

(1) 略

(2) ①略

(2) ②略

(3) 略

(4) 略

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1] 略

[2] 具体的事業の内容

(1) 略

(2) ①略

(2) ②略

(3) 略

(4) 略